

「食品表示法第4条第1項の規定に基づいて定められた食品表示基準の違反に係る同法第6条第1項及び第3項の指示及び指導並びに公表の指針」の概要

平成26年 月 日

- 1 食品表示基準違反については、「指示・公表」を基本として、以下の条件を全て満たす場合は「指導」

| |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">○常習性がなく過失による一時的なものであること。○表示の是正（表示の修正・商品の撤去）を行っていること。○事実と異なる表示があった旨を、社告、ウェブサイトの掲示、店舗等内の告知等の方法を的確に選択し、速やかに情報提供していること。 |
|---|

- 2 食品関連事業者が表示を適正に行っている根拠となる情報が記載されている書類の整備・保存を怠っている場合には、当該書類を整備・保存するよう「指導」し、その場合において、食品表示基準に違反する蓋然性が高い場合は「公表」

消費者庁次長
国税庁審議官
農林水産省消費・安全局長

食品表示法第4条第1項の規定に基づいて定められた食品表示基準の違反に係る同法第6条第1項及び第3項の指示及び指導並びに公表の指針（案）

日頃から、食品表示の適正化の推進に御尽力いただき感謝します。

国においては、食品表示法（平成25年法律第70号）の施行に当たり、下記のとおり食品表示法第4条第1項の規定に基づいて定められた食品表示基準の違反に係る同法第6条第1項及び第3項の指示及び指導並びに公表の指針を定めましたので、御了知の上、特段の御配慮をお願いします。

また、本指針は食品表示法第6条第8項に基づき、食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項として内閣府令で定めるものに関する違反について、内閣総理大臣（その事務・権限の委任を受けた者を含む。）が措置を講ずる場合は適用せず、「食品表示法第6条第8項の規定に基づく命令等のガイドライン」（平成 年 月 日付け消食表第 号消費者庁次長通知）によることとしますので御留意願います。

記

1 指示の指針

食品表示基準に違反している食品関連事業者に対しては、次に掲げる場合を除き、指示を行う。次に掲げる場合に指導を行ったにもかかわらず、当該指導に従わなかったことが確認された場合も指示を行う。

〔指導を行う場合〕

次に掲げる項目全てに該当する場合は、表示事項を表示するよう、又は遵守事項を遵守するよう指導する。

- ① 食品表示基準違反が常習性がなく過失による一時的なものであること。
- ② 違反事業者が直ちに表示の是正（表示の修正・商品の撤去）を行っていること。
- ③ 事実と異なる表示があった旨を、社告、ウェブサイトの掲示、店舗等内の告知等の方法を的確に選択し、速やかに情報提供しているなどの改善方策を講じていること。

2 書類の整備・保存に関する指導の指針

食品関連事業者が飲食料品の表示に関する情報が記載された書類の整備・保存を怠っており、食品表示法の規定に基づく報告徴収、立入検査等を行った際に、飲食料品の表示を適正に行っていることの根拠となる情報が記載された書類について報告又は開示をしない場合は、当該書類を整備・保存するよう指導を行う。

3 公表の指針

(1) 指示を行った場合には、次の①から③までの事項を公表する。なお、消費者利益の保護の観点から、違反の事実を早急に公表する必要性が高い場合であって、違反事実が確認されている場合には、指示を行わなくても①及び②の事項を公表することができる。

- ① 違反した食品関連事業者の氏名又は名称及び住所
- ② 違反事実（ただし、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）に照らして不開示情報に該当すると判断されるような例外的な事実があれば、当該事実については公表しない。）
- ③ 指示の内容

(2) 2の指導をした場合であって、飲食料品の表示を適正に行っていることの根拠となる情報が記載された書類が整備・保存されていないことにより、食品表示基準に違反する蓋然性が高いときは、次に掲げる事項を公表することができる。

- ① 指導を受けた食品関連事業者の氏名又は名称及び住所
- ② 表示を適正に行っていることの根拠となる情報が記載された書類が開示されなかった場合の当該表示事項
- ③ 指導の内容